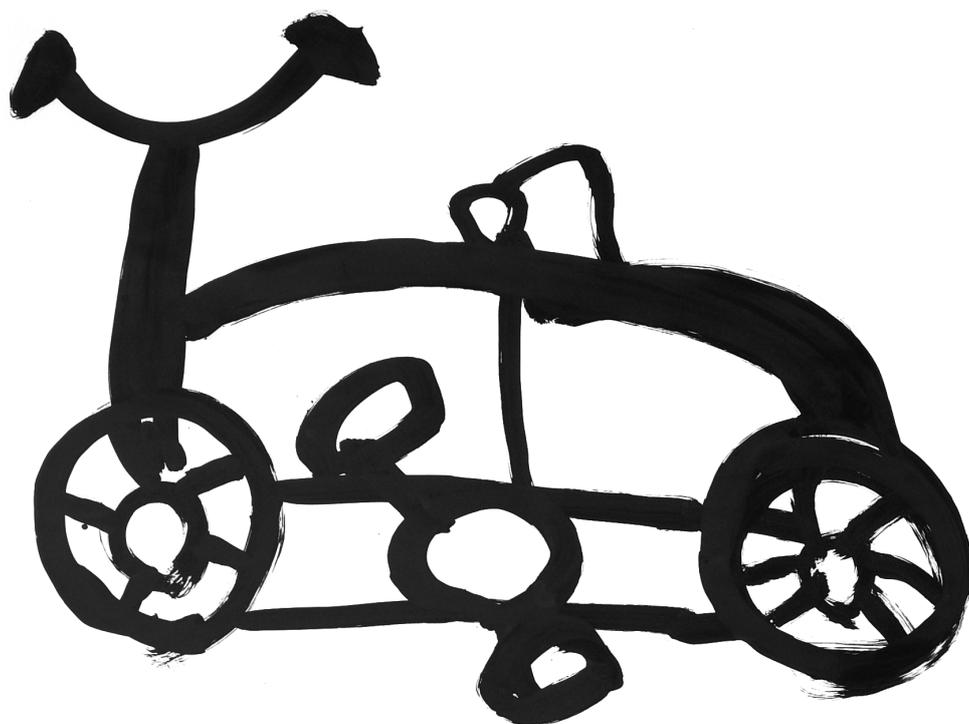


2021年度～2024年度

島根県社会福祉協議会 第5期中期計画

～「『ふくし立国しまね』の創造」への挑戦～



社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根^{まち}づくり

はじめに

2015(平成27)年4月、10年後本会が目指すべき姿としての長期ビジョン「『ふくし立国しまね』の創造」を掲げ、第3期中期計画(2015～2017年度)から第4期中期計画(2018～2020年度)までの6年間において、長期ビジョンの実現に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。

国においては、団塊世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する2040年を見据え、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を掲げ、地域における包括的な支援体制の整備が進められていますが、こうした動きは、本会が長期ビジョンで示す方向性と重なるものであると一層強く確信したところです。

一方、本県においては、人口減少や少子高齢化、単身・高齢者世帯の増加傾向が続き、また、厳しい経済情勢による雇用や生活不安などを要因とする生活困窮や子どもの貧困、自死、ひきこもりなど、地域を取り巻く生活課題は深刻・複雑化しています。加えて、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大も私たちの普段の暮らしに様々な影響を与えています。

こうした背景を踏まえ、今回策定しました「第5期中期計画」では、本会長期ビジョンの最終ステップとして、国が進める地域共生社会の実現に向けた「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」が、各地域において一体的に展開されるよう関係者を支援していくことを中心に、県民の安心・安全な暮らしを支えるための体制整備を積極的に図りながら、誰もが役割をもって、つながり、支え合う島根(まち)づくりを目指していきます。

今後、県市町村行政をはじめ、市町村社会福祉協議会、社会福祉事業経営者、社会福祉関係諸団体等の皆様との一層の連携のもとに、役職員が一丸となって、この第5期中期計画の目標達成に取り組んでまいりますので、県民の皆様、本会会員の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、この第5期中期計画の策定にあたり、格別のご尽力をいただきました多くの関係者の皆様に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和3年4月

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

会長 江口博晴

目 次

I 基本構想

1. 情勢・課題	1
2. 第5期中期計画の性格と期間	2
3. 第5期中期計画の重点テーマ及び重点項目	3
4. 第5期中期計画を進める上での基本的視点	4
5. 第5期中期計画の進行管理・評価と結果の公表	4
6. 第5期中期計画の体系	5

II 重点テーマ・重点項目別計画

重点テーマ1 「支え合う」地域づくりに向けた支援

1. 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進	7
2. 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備	9

重点テーマ2 包括的相談支援と社会参加の支援

1. 多機関協働による包括的相談支援体制づくりへの支援	11
2. 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実	13

重点テーマ3 福祉人材の確保・育成・定着の推進

1. 多様な人材の参入促進	15
2. 安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進	17

重点テーマ4 災害時福祉支援活動の推進

1. 災害時における福祉的支援活動の基盤強化	19
------------------------	----

III 積極的なPR活動の展開21

[資料編]

○策定経過	22
○策定委員会委員名簿	23

I 基本構想



1 情勢・課題

我が国の65歳以上の高齢者は、2025年には3,677万人、2042年には3,935万人でピークを迎えると予想されています。また、出生数を死亡数が上回り、2030年には総人口が1億2千万人を下回ると推計されており、今後も少子高齢化、人口減少社会が続いていくものと思われます。

本県においても、このまま特段の対策を講じない場合、本県の人口は現在の67万4千人から2040年に51万7千人に減少し、高齢化率は39.3%となると推計されています。こうした状況から、島根県では令和2年から6年度の施策運営の総合的・基本的な指針となる「島根創生計画」を策定し、合計特殊出生率を直近3年間の平均1.74を2035年に2.07に、人口の社会移動を直近3年間の平均▲571人を2030年に±0と定めた目標値の実現を目指し、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をスローガンに様々な取り組みを推し進めています。

国における地域福祉をめぐる動向としては、これまで対応を示してきた団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題に加え、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年問題を踏まえ、持続可能な社会保障・社会福祉制度のさらなる改革に向けた検討を行っています。また、地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法を改正（令和2年6月12日公布）し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を市町村事業として新設し、全国の自治体での取り組みを推進しています。

このような情勢から、本会としては、本会の長期ビジョンで掲げる「『ふくし立国しまね』の創造」の実現に向け、国・県の施策とも連動した事業活動を展開し、顕在化する地域生活課題の解決を図るため、住民同士が「支え手」「受け手」という関係を超えた「『支え合う』地域づくり」への取り組み、多様な機関の連携・協働による「包括的相談支援」、特に権利擁護の視点から本人・世帯の状態に応じた「社会参加」が一体的に展開されるよう各地域を支援していくことが求められます。

さらに、各地域の将来像を見据えたサービスを展開するための「福祉人材の確保・育成・定着」の推進や、自然災害など住民の生活を脅かす事象に対する平時からの体制を整備し「災害時福祉支援活動」を推進していく必要があります。本会がこれらのことを推進していくためには、福祉分野にとどまらず、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちづくり、交通、都市計画等幅広い分野の関係者とも連携・協働していくことが重要です。

2 第5期中期計画の性格と期間

2015年4月、10年後本会が目指すべき姿として「『ふくし立国しまね』の創造」を長期ビジョンとして設定し、本会第4期中期計画（計画期間2018～2020年度）においては、4つの重点テーマ及び8つの重点項目、さらに、各種事業を効果的・安定的に実施していくため、本会経営基盤の強化にも取り組んできました。

本会長期ビジョンの最終ステップとなる第5期中期計画は、計画期間を4年間（2021～2024年度）とし、前述の今日的な社会情勢及び課題に基づき、第4期中期計画における成果と課題も踏まえ、長期ビジョンの実現に向けて特に重点的に取り組む項目を絞り込み、「背景」、「方向性」、「主な取り組み」、「到達目標」を明らかにします。

また、第5期中期計画においても前期計画と同様、すべての事業に共通して求められる5つの基本的な視点を定め、事業展開を図る上で絶えず意識し、各事業の進行管理や評価等にも活用していきます。

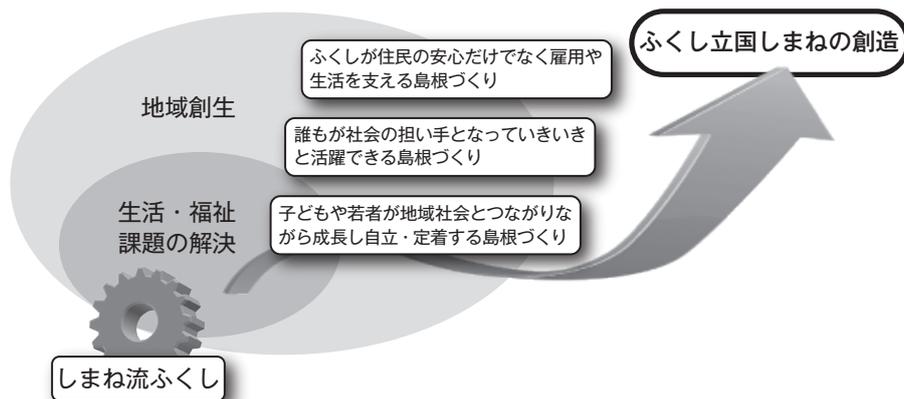
特に、長期ビジョンの実現に向けては、市町村社協や関係機関・団体・者との連携・協働はもとより、広く県民の理解と参画が必要になることから、これまで以上に広報・広聴活動を積極的に行うなど、本会のPR（Public Relations*）活動を強化していきます。

なお、第5期中期計画に記載のない事業や、経営基盤の強化等については、毎年度の事業計画において具体的な取り組み等を明らかにします。

* 国家・企業・団体などの組織体または個人が、一般大衆に対して情報を伝播したり情報や意見を受け入れること。
自身に対して理解や信頼を獲得しようとする目的で行われる広報活動または宣伝活動を含む概念

（長期ビジョン）『『ふくし立国しまね』の創造』

- ▶ ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える島根づくり
- ▶ 誰もが社会の担い手となっていきいきと活躍できる島根づくり
- ▶ 子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり



従来から本会では、本県における地域福祉推進の中核的団体として、狭い意味での「福祉」にとらわれず、地域での安心した生活を支える生活・福祉課題の解決を目標におき諸事業を展開してきました。

しかしながら、ますます進展する少子高齢化・人口減少社会においては、これまでの常識や価値観にとられない島根独自の新しい価値観やアイデア、しくみで「わが島根」を創生していかなければなりません。

こうした考えから、「地域の持続・発展に積極的に寄与する島根独自の福祉（『しまね流ふくし』）が県民から広く合意され、各地域で実践されている社会」を目指し、生活・福祉課題の解決と同時に、「わが島根」の特性に応じ、産業・雇用、暮らし、県土整備、教育などあらゆる分野において「しまね流ふくし」をど真ん中に据えた島根づくりにこれまで本会が培ってきたノウハウを活かして貢献する「福祉立国しまね」の創造」を長期ビジョンとします。

また、長期ビジョンを支える3つの柱として、社会福祉協議会や社会福祉施設が中心となって住民、福祉関係者、企業、行政等が連携し、地域の産業や雇用、生活を支える「ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える島根づくり」、日常生活の中でなんらかの支援や介助を必要とする人も地域活動や労働など社会の担い手として活躍できる環境や仕組みを構築する「誰もが社会の担い手となっていきいきと活躍できる島根づくり」、子どもや若者が地域活動やボランティア活動について学び体験する環境を整備し、「福祉立国しまね」を創造できる人材を育成する「子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり」を掲げ長期ビジョンの実現を目指します。（※第3期中期計画において設定）

3 第5期中期計画の重点テーマ及び重点項目

第5期中期計画では、前述の「1. 情勢・課題」を踏まえ、下記の4つの「重点テーマ」及び重点テーマを進める上での「柱（重点項目）」を定め、これに基づいた様々な取り組みを行っていきます。

重点テーマ1 「支え合う」地域づくりに向けた支援

【趣 旨】

地域住民が世代等に関係なくつながり、相互に役割を持ち「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合っていく取り組みを推進するために、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域の生活・福祉課題の解決に向けた活動が各地域で展開されるよう、情報提供や試行的実施等を通じた機運醸成及び取り組みへの支援を行っていきます。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進
2. 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備

重点テーマ2 包括的相談支援と社会参加の支援

【趣 旨】

多様な専門職や機関・団体が連携し、その属性に関わらず地域の様々な相談を受け止めていく機能や、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりや参加を支援する機能の強化に向けた取り組みを推進していきます。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 多機関協働による包括的相談支援体制づくりへの支援
2. 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実

重点テーマ3 福祉人材の確保・育成・定着の推進

【趣 旨】

福祉人材の確保・育成・定着を総合的に推進するため、福祉職場の魅力を高め、働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、将来「福祉の仕事」を目指す若者を増やす取り組み、多様な人材の参入促進や潜在有資格者の就職・復職の支援を進めます。

また、福祉サービスの質向上に向けた研修の充実や、受講環境の整備等にも積極的に取り組んでいきます。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 多様な人材の参入促進
2. 安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進

重点テーマ4 災害時福祉支援活動の推進**【趣 旨】**

大規模な自然災害が頻発するなか、被災者への福祉的支援を迅速かつ効果的に行っていくため、平時から、支援活動の拠点整備、支援を担う専門人材の育成、自治体や関係団体等とのネットワーク構築などに取り組んでいきます。

【重点テーマを進める上での柱（重点項目）】

1. 災害時における福祉的支援活動の基盤強化

4 第5期中期計画を進める上での基本的視点**■実態把握**

事業の企画・実施にあたっては地域の福祉ニーズや実態の把握に努めます。

■県民の理解と参画

福祉教育・福祉学習の視点を基本において県民の理解と参画を進めるとともに、住民主体の取り組みを促進します。

■地域公益活動の促進

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を促進するとともに、本計画において取り組む各種事業との連携・協働を常に意識して取り組みます。

■関係機関等との連携

福祉分野のみならず幅広い分野の多様な機関・団体と連携・協働し、課題解決に取り組めます。

■情報収集・情報発信

県民や関係者等への広報・広聴活動を積極的に行うとともに、課題解決に向けた提言活動を行っていきます。

5 第5期中期計画の進行管理・評価と結果の公表

学識経験者、福祉関係者、行政関係者等で構成する評価委員会を設置し、取り組みの進捗状況や達成目標の到達状況などについて点検・評価し、結果を公表するとともに、中期計画を中心とした県社協事業の展開方策等に関する意見を聴取し、単年度事業計画にも反映します。

6 第5期中期計画の体系

島根県社会福祉協議会

【長期ビジョン】『ふくし立国しまね』の創造

重点テーマ

重点項目

I 「支え合う」地域づくりに向けた支援

1. 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進
2. 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備

II 包括的相談支援と社会参加の支援

1. 多機関協働による包括的相談支援体制づくりへの支援
2. 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実

III 福祉人材の確保・育成・定着の推進

1. 多様な人材の参入促進
2. 安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進

IV 災害時福祉支援活動の推進

1. 災害時における福祉的支援活動の基盤強化

第5期中期計画の認知度を高め、『ふくし立国しまね』を共に創っていくための積極的なPR活動の展開

第5期中期計画体系図 2021～2024年度

- ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える^{まち}島根づくり
- 誰もが社会の担い手となっていきいきと活躍できる^{まち}島根づくり
- 子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する^{まち}島根づくり

主な取り組み

重点項目

- I-1 (1) 福祉の学び合いの推進
(2) あいサポート運動の推進
(3) シニア世代の地域づくり活動の促進
- I-2 (1) 「地域共生社会創造助成事業」の創設
(2) 多様な居場所づくりの推進
(3) 住民、行政、福祉関係者への「社協」の浸透

- II-1 (1) 多機関協働による包括的相談支援体制づくりの推進
(2) 多機関協働による包括的相談支援体制を支えるワーカーの育成支援
- II-2 (1) 成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備と円滑な移行に向けた支援の推進
(2) 社会福祉法人の潜在力を活かした権利擁護体制づくりの推進

- III-1 (1) 多様で柔軟な求人と求職の開拓
(2) 潜在有資格者の復職支援
(3) 教育関係者等への「福祉の仕事」理解促進
- III-2 (1) 新人職員の職場定着を目指すエルダー制度の普及支援
(2) 福祉サービス事業従事者研修事業の受講環境整備
(3) 「地域における公益的な取組」の情報発信

- IV-1 (1) 災害時における福祉的支援の拠点整備
(2) 災害発生時の総合的なマネジメントを担う人材の養成
(3) 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の全市町村での実施
(4) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制強化

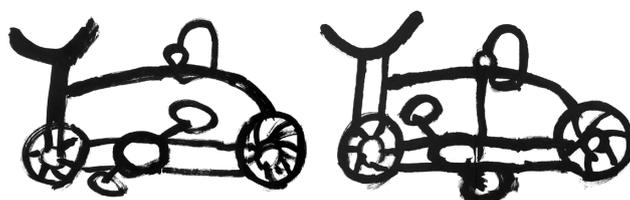
実態把握

県民の理解
と参画地域公益
活動の促進関係機関等
との連携情報収集・
情報発信

『「ふくし立国しまね」理解・参加促進プロジェクト』の展開
(スローガン)

『「ふくし立国しまね」を創ろう～あなたとともに～』

Ⅱ 重点テーマ・重点項目別計画



重点テーマ1：「支え合う」地域づくりに向けた支援

重点項目1 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進

1. 取り組みの背景

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月12日公布 令和3年4月1日施行）にそって、市町村においては地域生活課題を抱える住民の様々なニーズに対して、必要な支援を包括的に提供するための体制整備が図られることとなります。
- この実現にあたっては、地域に暮らす幅広い世代が、自らが暮らす地域生活課題に関心を持ち、解決に向けた主体的な実践力を養っていくことが重要となり、こうした基盤づくりに向けて、住民が地域やコミュニティの中で交流し、学び合う機会を多様に生み出していくことが求められます。また、新型コロナウイルス感染拡大も一つの契機となり、働く場所や時間の弾力化など多様な働き方が進みつつあり、今後、これまで以上に福祉活動への興味・関心を持つ人たちの参画が増えていくことも期待されます。
- 本会では、令和2年度に「しまね流ふくし教育推進指針」を改訂し、この中で「学校・社協・地域全体がつながる福祉教育の推進」を基盤として、すべての人を包摂できるような地域づくりにつながる「学び」を通じて、地域社会全体の理解と意識を高めていくことが不可欠であるとし、多様な主体による福祉教育が推進され、かつ、こうした主体が緩やかに結びついていくためのプラットフォームの役割がこれまで以上に重要となると整理しました。
- また、県民の障がい者理解を深めるため、平成23年度から始まった「あいサポート運動」は10年目を迎えましたが、改めて地域共生社会づくりのための重要な学びのテーマとして、より一層積極的に推進していくことが求められます。
- さらに、少子高齢化と人口減少により急激に社会・地域を支える力が弱まる中で、シニア世代に期待される社会的役割はこれまで以上に大きくなっています。そうした今日的な時代の要請や地域のニーズに的確に応えるため、平成元年から30年が経過した「くにびき学園」は、様々なあり方検討の過程を経て、令和2年9月から新たな学びの枠組みでスタートしました。

2. 取り組みの方向性

- 島根県が進める「ふるさと教育」との連携を重視しつつ、県内小・中学校において地域を基盤とした体系的な福祉の学びを展開・発展させていくとともに、各地域において、多様な主体による「ふくしの学び合い」や「あいサポート運動」の更なる推進を図ります。
- 新たな「くにびき学園」においては、“島根を創る人づくりに貢献すること”を目的に掲げ、学びと地域とをつなぐ仕組みの強化を図りつつ、卒業後に、様々なつながりを活かした、地域づくりのための多様な実践活動が展開されることを目指します。

3. 主な取り組み事項と達成目標（指標）

取り組み事項	概要等	達成目標（指標）			
		2021	2022	2023	2024
(1)ふくしの学び 合いの推進	①「しまね流ふくし教育推進モデル事業（仮称）」の創設 県教育委員会等と連携して、県が進める「ふるさと教育」と連動した小中学校における体系的な福祉教育実践プログラムを提案するとともに、同プログラムを活用したモデル事業の実施を通じて取り組みの全県的な広がりを目指します。	目標事項 / モデル事業の創設など			
	②多様なふくしの学びを推進する助成事業の創設 多様な主体による「ふくしの学び合い」の取り組みを支援するための助成を行います。 ※現行の助成事業の対象を、市町村社協から学校・公民館・社会福祉施設・企業等へ広げる。	事業スキーム等の検討（※委員会の設置） /モデル市町村選定	モデル事業の実施	中学校における試行的実践	全県的な普及に向けた周知・啓発・人材育成等
(2)あいサポート 運動の推進	これまでに養成したメッセンジャー（1221名）のうち、実際の活動者は2割程度にとどまっている実態を踏まえ、市町村ごとに本研修の開催を通じて、メッセンジャーの活動促進とともに、本運動の推進体制の強化を図ります。	助成		評価・見直し	助成
		5市町村	5市町村 (10市町村)	5市町村 (15市町村)	5市町村 (19市町村)
(3)シニア世代の 地域づくり活 動の促進	シニア世代の豊かな経験や知識・技術を活かし、社会や地域の中でのさまざまなつながりや活動を通じた生きがいづくりを支援し、島根を創る人づくりに貢献します。	目標事項 / 受講者数			
		75人	75人	75人	75人
		目標事項 / 卒後の地域活動への参加意欲（後期課程修了時点）			
		—	80%	90%	100%
		目標事項 / 卒後の地域活動への参加状況（1年後）			
		—	80%	90%	

重点テーマ1：「支え合う」地域づくりに向けた支援

重点項目2 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備

1. 取り組みの背景

- 地域共生社会に向けた施策体系の重要な柱である「地域づくりに向けた支援」の具体化にあたっては、地域住民の創意や主体性を基礎に、地域に開かれた多様な福祉活動の実践が生み出され、広がることを期待されます。今後、こうした取り組みをそれぞれ市町村が支えていくこととなりますが、県域からも後押しする仕組みづくりが求められます。
- 県内においては、これまでも社協の関わりのもとで高齢者サロンや子育てサロン（サークル）などの参加・交流の場づくりが進められてきましたが、こうした取り組みを基盤としつつ、地域住民が世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりも求められています。
- また、混迷する社会経済情勢を背景として、経済的困窮や社会的孤立が社会問題となる中で、様々な生きづらさを抱えひきこもり状態にある方やその家族に対する支援も大きな課題となっており、こうした方々への理解と、社会参加に向けた場づくりも求められます。
- さらに、少子化・核家族化の進展とともに、特に子どもを中心に据えた地域づくりの重要性が指摘される中で、全国的に子ども食堂の取り組みが広がっています。本県においては、現在13市町村において19団体により子ども食堂が運営されていますが、今後、この取り組みを県内全域に広げていくことが求められます。同時に、現在取り組まれている団体が、安定的に活動を継続していけるよう、より積極的かつ実効性ある支援が求められます。
- 他方、地域やコミュニティにおいて、前述の多様な居場所や地域住民等による福祉活動実践が生み出される基盤づくりに向けて、「個別の活動や人をコーディネートする機能」とともに、地域の担い手や関係者・社会資源などをつなぐ「地域のプラットフォーム機能」が確立されることが不可欠であり、住民主体の地域福祉推進を使命とする社協がその中核的役割を果たしていくことが求められます。

2. 取り組みの方向性

- 住民主体の持続可能な地域づくりに向けて、多様な福祉活動実践を後押しするための助成制度を創設するとともに、世代・属性を超えて、住民同士が交流できる住民主体の多様な居場所づくりや、第4期中期計画において取り組みを始めた子ども食堂の県内普及が促進されるよう各種の取り組みを進めます。
- 社協が地域住民をはじめ行政、福祉関係者からの信頼を一層高め、住民参加・地域連携の中核として必要不可欠な組織であることの認識が深まるよう、県内の「社協」の取り組みやその成果を広く発信していきます。

3. 主な取り組み事項と達成目標（指標）

取り組み事項	概要等	達成目標（指標）			
		2021	2022	2023	2024
(1)「地域共生社会創造助成事業」の創設	地域社会からの孤立を防ぎつながらを再生するため、地域における多世代の交流や多様な居場所づくり、日常の支え合い活動などを促すための助成制度を創設し、住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた取り組みを促進する。	目標事項 / 助成制度の創設			
		新規助成事業の募集・審査・交付		評価・見直し	
(2)多様な居場所づくりの推進	①世代や属性を限定しない居場所づくりの推進 世代や属性を超えて住民同士が交流できる住民主体の多様な場や居場所をつくる取り組みを推進するため、優良事例やその取り組みのポイントなどを情報提供するセミナー、交流会を開催する。	目標事項 / セミナー、交流会の開催			
		セミナー、交流会			
	②子ども食堂の全県的普及の推進 全県的な子ども食堂の普及と活動の活性化・定着化に向けた各種の取り組みを進める。	目標事項 / 活動の普及等に向けた取り組み			
		各種取り組みの推進			
(3)住民、行政、福祉関係者への「社協」の浸透	県内「社協」の取り組みやその成果などを広く情報発信する。 ・アクションプランの進捗管理 ・情報発信方法の検討 ・情報発信	目標事項 / 情報発信			
		検討・情報発信		評価・見直し	

重点テーマ2 包括的相談支援と社会参加の支援

重点項目1 多機関協働による包括的相談支援体制づくりへの支援

1. 取り組みの背景

- 地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化・複合化する中で、これまでの対象者の属性別や年齢別に整備されてきた相談支援体制では限界があります。
- 今後は、市町村行政が主体的・計画的に多機関協働による包括的相談支援体制を構築していく必要があります。
- 多機関協働による包括的相談支援体制を構築していくためには、世代別・属性別に設置された相談支援機関のみならず、保健・医療・教育・就労・居住・多文化共生等、地域での暮らしを支える多様な相談支援機関や、地域住民・ボランティアが主体となって行われる支え合いや居場所づくりなどの活動等をつなぎ、調整を図っていく「中核の機能」が不可欠です。
- 国においては、市町村ごとに多機関協働による包括的支援体制を構築するため、社会福祉法を改正するとともに、重層的支援体制整備事業を創設し、その取り組みを促進していますが、この事業においても「中核の機能」の設置が必須となっています。
- 市町村社協は、これまでも総合相談の実施や地域包括支援センター等対象者別の相談支援機関の受託運営、地区社協など住民が主体となった地域福祉推進基礎組織の育成支援、法人成年後見等を通じた司法機関との連携など、福祉分野や専門職にとどまらない多様な機関・団体と繋がっており、「中核の機能」を担っていく組織として最もふさわしいと考えます。
- 市町村社協には、関係機関・団体の理解と協力の下に、これまでの活動実績を踏まえ、市町村行政に対して重層的支援体制整備事業の実施を積極的に要望していくことが期待されています。

2. 取り組みの方向性

- 地域共生社会の実現に向け、市町村行政が主体的に多機関協働による包括的相談支援体制の構築に取り組むための機運の醸成や、県民理解を広げていくための啓発活動に取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業に取り組む市町村を支援するため、事業推進上の要点や課題の共有化を図るなど、実施市町村のプラットフォーム機能を担う必要があります。
- 各相談支援機関や地域づくりに携わるワーカーの更なるスキルアップと連携の強化を引き続き図っていくことにより、能動的な多機関協働による包括的相談支援体制づくりを支援していきます。
- “個別支援”と“地域支援”をチームアプローチによって統合的に展開するコミュニティソーシャルワーク*について、その実践者養成とスキルアップ支援に引き続き取り組みます。

* 地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開・実践する援助技術

3. 主な取り組み事項と達成目標（指標）

取り組み事項	概要等	達成目標（指標）			
		2021	2022	2023	2024
(1)多機関協働による包括的相談支援体制づくりの推進	①地域共生社会推進セミナーの開催 県全体で地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくため、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援の実践や、他機関協働による取り組みの実践等を取り上げ、普及・啓発を図るセミナーを開催します。	目標事項 / セミナーの開催			
		セミナーの開催			
	②重層的支援体制整備事業実施市町村連絡会議の開催 重層的支援体制整備事業を実施する市町村同士の情報・課題共有や、「中核の機能」を担当する多機関協働推進コーディネーター（仮称）のスキルアップを図るなど、実施市町村のプラットフォーム機能を担う会議を設置・開催します。	目標事項 / 連絡会議の開催			
		連絡会議の開催			
(2)多機関協働による包括的相談支援体制を支えるワーカーの育成支援	①相談支援ワーカーのスキルアップ支援 地域で介護、障がい、子ども、困窮などの各種別の相談支援者が、相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、協働して包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、各種支援機関が協働して課題解決に取り組むためのスキルアップを支援するため、協働実践を狙いとした事例検討を中心とした研修を実施します。	目標事項 / 事例検討を中心とした研修会の開催			
		事例検討を中心とした研修会の開催			
	②個別支援・地域支援を中心としたワーカーの養成 これまで進めてきた生活困窮を中心とした個別支援ワーカーや、地域支援を行う生活支援コーディネーター、個別支援と地域支援を一体的に推進するコミュニティソーシャルワーク実践者の育成を引き続き実施します。	目標事項 / 個別支援・地域支援を中心としたワーカーの養成			
		個別支援・地域支援を中心としたワーカーの養成			

重点テーマ2 包括的相談支援と社会参加の支援**重点項目2 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実****1. 取り組みの背景**

- 障がい者の地域移行の進展や認知症高齢者数の増加により、地域において判断能力の低下等により自らの権利擁護や財産管理ができない人への支援が大きな社会問題となっています。
- これまでも本会は、市町村社協と連携して日常生活自立支援事業による日常的な金銭管理や、権利侵害の予防に取り組んできましたが、利用者の判断能力の低下等により成年後見制度利用へ移行するべきケースが増えてきています。
- 市町村社協からは、日常生活自立支援事業利用者を成年後見制度へ円滑に移行するために、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定などの体制整備の推進や、移行検討段階での本会のサポートを望む声があります。
- 一方、成年後見制度へ移行していくためには、地域における「権利擁護支援の担い手」の数を増やしていく必要があり、「意思決定支援」と「身上監護」を重視した支援を行うためにも、社会福祉士や精神保健福祉士など福祉専門職の積極的な参加が不可欠です。そのためには、福祉専門職の多くが勤務する社会福祉法人において、地域における「権利擁護支援の担い手」として活動できる環境を整備していくことが必要です。

2. 取り組みの方向性

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用へ切れ目のない移行を促進するための基準（ガイドライン）を策定し、市町村社協における権利擁護支援をサポートします。
- 令和2年度に取りまとめた「社会福祉法人による権利擁護体制づくりの進め方」に基づくモデル事業を創設し、その実践を通じて社会福祉法人の潜在力を生かした地域における権利擁護体制づくりの推進を図ります。

3. 主な取り組み事項と達成目標（指標）

取り組み事項	概要等	達成目標（指標）			
		2021	2022	2023	2024
(1)成年後見制度の利用促進に向けた基盤整備と円滑な移行に向けた支援の推進	成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定等、市町村での成年後見制度利用促進の基盤整備を推進するとともに、日常生活自立支援事業利用者の判断能力が低下した際に、支援の手が途切れることなく成年後見制度への円滑な移行が可能となるよう、市町村における成年後見制度への移行基準（ガイドライン）を策定・普及し、成年後見制度の利用を促進します。	目標事項 / ガイドラインの策定			
		ガイドライン策定 検討会 の設置・ 検討・ 策定	ガイドライン活用 セミナー (学習会) の開催	円滑な移行を行うための個別支援	
(2)社会福祉法人の潜在力を活かした権利擁護体制づくりの推進	社会福祉法人の潜在力を活かした地域における権利擁護体制づくりを進めるため、モデル法人・法人連絡会を指定し、R2にとりまとめた報告書を基にした実践に取り組んでもらうとともに、その支援体制を整備し、全県的な普及の推進を図ります。	目標事項 / モデル事業に取り組む法人・連絡会の数			
		モデル事業の実施 (1ヶ所)	モデル事業の実施 (2ヶ所)	モデル事業の実施 (4カ所)	普及推進セミナーの開催

重点テーマ3：福祉人材の確保・育成・定着の推進

重点項目1 多様な人材の参入促進

1. 取り組みの背景

- 全国的に、喫緊の課題となっている福祉の職場における人材確保については、本県においても有効求人倍率（R1 島根県福祉人材センター実績）は2.64倍と高い数値を示しており、また、特に介護人材については事業所側の希望人数に対する採用人数の割合が低下（H28 88.9→R1 71.2%）するなど、人材確保は一層困難さを増しています。同時に、次代の担い手を育成する県内福祉養成校への入学者も若干の回復傾向はみられるものの依然として低調傾向にあり、若者の福祉の仕事離れの状況が見受けられます。
- 本県における労働力人口や、そのうちの若者の比率が減少していく中、従来から取り組む若者の入職促進に併せて、他分野からの労働者や無就業者及び中高年齢者等の入職を促進していく取り組みが求められています。
- 福祉の仕事未経験の方への就職支援や、潜在有資格者の復職・転職支援において、求職者のニーズに沿った求人をいかに提示できるかが重要です。そのため、有資格者等が担う専門性の高い業務だけでなく、業務の切り分けにより生みだされる補助的業務など、多様で柔軟な求人の登録数を増やす必要があります。
- 教育分野においては学習指導要領の改正があり、介護を学ぶ機会が創出できる契機となっています。そうした動きを踏まえ、将来的な福祉人材確保への期待が高まる中、より一層、就学や将来の職業選択に関わる教育関係者等における福祉の仕事の理解促進が求められます。

2. 取り組みの方向性

- 多様な人材（未経験者、学生、無就業者、中高年齢者、他分野からの転職希望者、外国人等）の参入促進や、潜在有資格者の就職（復職）支援をすすめるために、働き方改革関連法への対応による業務分担の明確化や、専門性の高い業務と補助的業務の切り分け等を関係団体と連携し事業所に働きかけ、補助的業務や短時間勤務等の多様で柔軟な求人開拓をすすめます。
- 就学や将来の職業選択において重要な役割を担う教育関係者等に対し「福祉の仕事」への理解をすすめます。

3. 主な取り組み事項と達成目標（指標）

取り組み事項	概要等	達成目標（指標）			
		2021	2022	2023	2024
(1)多様で柔軟な求人と求職の開拓	多様で柔軟な求人開拓を事業所に働きかけるとともに登録を促進し、求職者のニーズに応じた就職支援を行います。併せて、学生への登録拡大のほか、福祉職場未経験者、中高年齢者等への積極的な登録の拡大を図ります。	目標事項 / 介護補助年間求人件数			
		○事業者への周知・求人開拓	○求人登録推進 10件	20件	40件
		○求職登録の促進			
(2)潜在有資格者の復職支援	潜在有資格者に対してバンク登録を促すとともに、復職を希望する方のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を進めます。	目標事項 / 復職希望者の就職率			
		○現況調査の実施			
		○復職支援	15%	17%	20%
(3)教育現場等への「福祉の仕事」理解促進	就学や職業選択において重要な役割を担う教育現場等における福祉の仕事への理解促進を図ります。	目標事項 / 教育関係者の参加数(累計)			
		○内容等検討			
		○教育現場等への理解促進	セミナー開催 10人	ガイダンス等開催 20人	30人

重点テーマ3：福祉人材の確保・育成・定着の推進

重点項目2 安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進

1. 取り組みの背景

- 全国的に職員の定着が課題となる中、本県の福祉職場における勤続3年未満の離職割合は、全国に比較して少なくなっているものの、正規職員の離職理由では「職場の人間関係」が最も多くなっています。そのため、新入職員に対する精神的サポートを組織的・計画的に行う仕組みをより普及させることが必要です。
- 福祉の職場においては、職員個々人の専門性の向上とともに、将来にわたってキャリアアップの道筋を描くことのできる、いわゆるキャリアパスの構築が必要です。
- 法人の経営基盤を強化し、自主的、自立的な健全経営を確保するためには、法人経営者や施設管理者の人事・経営マネジメント力の一層の向上が求められています。
- 全ての社会福祉法人に責務化されている「地域における公益的な取組」については、社会福祉法人現況報告書への記載状況により新卒採用実績に差がみられる統計データ*1もあり、福祉人材確保や定着の観点からも積極的に取り組み情報発信することで、法人の認知度の向上や魅力化などの好影響が期待されます。

*1 独立行政法人福祉医療機構「2018年度社会福祉法人の経営状況について」

2. 取り組みの方向性

- 新人職員の定着を図るため、事業所におけるエルダー制度の取り組みを普及します。また、エルダー制度に取り組む事業所数を増やすため、導入しやすい環境づくりに取り組みます。
- 福祉事業従事者や経営者・管理者向けの研修を充実強化するとともに、受講環境の効率化のため、内容により活用可能な研修についてはeラーニングの導入を拡大していきます。
- 研修受講サポートシステムを導入し、法人における職員個人の受講履歴の適正な管理のもとキャリア形成に向けた計画的な受講を促すとともに、申込み事務の効率化を図ります。
- 「地域における公益的な取組」の好事例を情報収集・情報発信することで、社会福祉法人・事業所の魅力のある職場づくりを促進していきます。

3. 主な取り組み事項と達成目標（指標）

取り組み事項	概要等	達成目標（指標）			
		2021	2022	2023	2024
(1)新人職員の職場定着を目指すエルダー制度の普及支援	介護の職場及び保育の職場において、新人職員への職場環境への適応を促すため、職務上や人間関係の悩みを精神的にサポートし、新人職員の職場定着を目指すエルダー制度に取り組む事業所を増やします。	目標事項 / 取組介護事業所数（累計）			
		事業検討・実施 +5事業所 (44事業所)	+6事業所 (50事業所)	+7事業所 (57事業所)	+9事業所 (66事業所)
		→			
		目標事項 / 取組保育事業所数（累計）			
(2)福祉サービス事業従事者研修事業の受講環境整備	「キャリアパス対応生涯研修課程」を軸に「人事・経営マネジメント研修」「資格取得研修」等を実施するとともに、eラーニングや研修受講サポートシステムの導入等受講環境の整備を行います。	目標事項 / eラーニング導入コース数			
		実施 6コース	10コース	15コース	20コース
		→			
		目標事項 / 研修受講サポートシステムの導入率			
(3)「地域における公益的な取組」の情報発信	法人・事業所単位で取り組まれている「地域における公益的な取組」の好事例を情報収集（取材）し、県社協通信やホームページ等で情報発信を行います。	目標事項 / 実践事例の数			
		取材・情報発信 6件	6件	6件	6件
		→			
		準備・試行的実施 20%			

重点テーマ4：災害時福祉支援活動の推進**重点項目1 災害時における福祉支援活動の基盤強化****1. 取り組みの背景**

- 地震や豪雨などの災害の発生後には、様々な福祉課題を有する被災者に対する支援（災害時福祉支援活動）が必要とされます。その内容は、災害ボランティアセンターを介して住居の片づけ等の支援を行うボランティア活動をはじめ、福祉関係者が中心となって取り組む介護等の福祉サービスや日常生活支援、孤立防止や生活再建に向けた寄り添い型の相談支援、さらには、当座の生活費の貸付等の経済的支援など多岐にわたります。
- また、災害時支援に向けては、災害ボランティアセンターの運営を担うスタッフ、被災家屋等の復旧活動を担うボランティアや、災害派遣福祉チーム（DWAT）として、避難所において日常生活上の支援や相談支援等を担う福祉専門職など、様々な人材が必要とされます。
- さらに、今日、新たなウイルス感染症への対応など、災害発生時における福祉支援活動にあたっては様々な環境整備が求められます。
- 前述の災害時支援を担う様々な人材の育成や確保とともに、災害の種類や規模、発生地域、加えて、感染症への適切な対応など、平時から様々な状況を想定した支援活動のあり方を模索し、同時に支援活動に係る環境整備等を図っておくことが求められる中で、これら福祉支援活動全般を担う拠点機能の整備が喫緊の課題となっています。

2. 取り組みの方向性

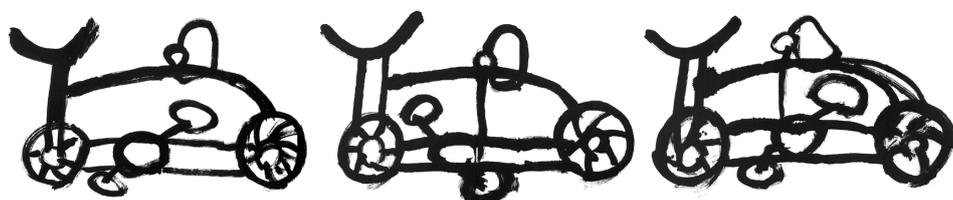
- 「県災害ボランティアセンター」及び「県災害派遣福祉チーム（DWAT）」の運営拠点機能としての「災害福祉支援センター（仮称）」の設置と、この運営にあたる災害福祉支援専門員（仮称）の配置及び運営に係る公費財源投入のルール化に向けた継続的な取り組みを行います。
- ウイルス感染症への対応策として、県内（または市町村）完結型の災害ボランティアセンターの設置・運営が求められることも想定される中で、被災地災害ボランティアセンターの運営にあたって総合的なマネジメントを担う人材の県内養成を進めるとともに、市町村社協が主体となった災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を全ての市町村で実施します。
- 災害派遣福祉チームの体制強化に向けて、協力施設等の登録数や災害派遣福祉チーム員の登録者数のさらなる拡大を図るとともに、チーム員のスキルアップや、チーム員同士の顔の見える関係性の構築を進めます。

3. 主な取り組み事項と達成目標（指標）

事業名	事業概要等	達成目標（指標）			
		2021	2022	2023	2024
(1)災害時における福祉的支援の拠点整備	「県災害ボランティアセンター」及び「県災害派遣福祉チーム（DWAT）」の運営拠点機能としての「災害福祉支援センター（仮称）」の設置と、この運営にあたる災害福祉支援専門員（仮称）の配置及び運営に係る公費財源投入のルール化に向けた継続的な取り組みを行う。	目標事項 / 拠点機能の整備に向けた取り組み			
		政策提案	拠点機能の確立		
(2)災害発生時の総合的なマネジメントを担う人材の養成	これまで行ってきた「災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」）の運営者養成」に加え、「速やかな情報収集」、「災害VC立ち上げの判断」、「災害VCを運営するにあたって今後必要となるヒト・モノ・カネの見立て」、「広域支援に係る調整」、「通常業務における優先順位づけ」など、災害発生時の社協運営の総合的なマネジメントを担う人材を養成する。	目標事項 / 運営支援アドバイザーの養成			
		養成研修			
(3)災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の全市町村での実施	災害ボランティアセンター設置・運営の過程や方法等は市町村によってさまざまであるため、運営支援者をはじめ民生委員、地域の住民組織、ボランティア、企業・団体などの運営支援者が参加する立ち上げ訓練を全市町村で実施する。 ・R2年度までに実施した市町村数:6市町 大田市、安来市、益田市、雲南市、浜田市、美郷町	目標事項 / 立ち上げ訓練実施社協数			
		立ち上げ訓練実施 4社協	3社協	3社協	3社協
(4)災害派遣福祉チーム（DWAT）*1の体制強化	協力施設の拡大と派遣候補者の養成を進めるとともに、チーム員のスキルアップ、チームリーダーを担うことのできる人材の養成等を進め体制強化を図る。	目標事項 / DWAT 派遣候補者登録数			
		登録研修 (+30人)	(+30人)	(+30人)	(+30人)
		継続研修			
		リーダー層養成の検討	リーダー養成		

* 1 DWAT（Disaster Welfare Assistance Team の略）災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）で構成するチーム。

Ⅲ 積極的な PR 活動の展開



■ 積極的なPR活動の展開

第5期中期計画の実践を通じた本会長期ビジョンの実現に向けては、積極的なPR活動を通じて、関係者や地域福祉の実践者のみならず、広く県民の理解と協力を得て実践していくことが重要です。

そのためには、ICTも積極的に活用しながら効果的な広報活動を展開し、本計画に対する県民の認知度を高めるとともに、福祉への関心を高め、参加を促進していくことが必要です。

また、県民から本計画や地域の福祉に対する多様な意見等を聴取し、事業の推進と見直しに反映していくなどの広聴活動にも取り組んでいきます。

具体的には、「見る・知る・話す・書く」をキーワードに、対面とオンラインを併用しながら、次の2点に視点を置いた広報・広聴活動を「『ふくし立国しまね』理解・参加促進プロジェクト」として実践していきます。

■ 視点1：計画の理解促進

長期ビジョン『ふくし立国しまねの創造』を踏まえた本計画の方向性や具体的な取り組み内容等を周知

■ 視点2：県民の参加促進

福祉に対する理解や参加促進につながる情報発信、本計画に対する率直な意見や考え方を聴く機会の設定

さらに、こうしたPR活動を通じて、社協の機能や役割（社協らしさ）などを県民にわかりやすく伝え、県・市町村社協の認知度や価値を高めていくことを目指していきます。

■ 具体的取り組み事項

■ 広報活動（見る・知る）

第5期中期計画に基づく様々な取り組みの紹介、また、福祉を身近に感じ、興味・関心を持ち、参加・活動につながる情報などをホームページ、広報誌、動画配信などを活用して発信します。

（取り組み例）本会IP特設コーナーを開設し実践事例等紹介、ふくし立国しまね通信（仮称）発行、動画配信サイトを利用したweb講座など

■ 広聴活動（話す・書く）

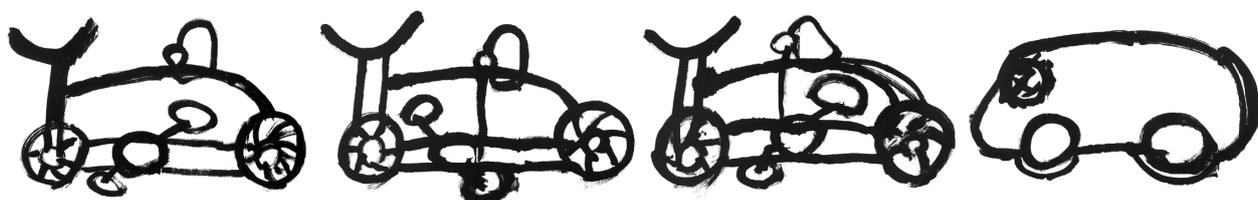
第5期中期計画に基づく社協の取り組み等に対する意見やアイデア、また、地域福祉に関する様々な課題や思いなどを県民・関係者などから聞き取り、事業の推進や見直しに反映させます。

（取り組み例）本会IPにアイデアボックス設置、タウンミーティングの開催、福祉への想いを聴くエッセイコンテストの実施など

プロジェクトスローガン

『ふくし立国しまね』を創ろう ～あなたとともに～

[資 料 編]



○策定経過

(1) 事務局内における検討

月	内 容	
5	業務運営会議	次期中期計画の基本的な枠組みについて
6	業務運営会議	策定作業の進め方について
7	ワーキング	重点テーマ・重点項目の検討
	業務運営会議	ワーキングでの検討状況の報告
8	ワーキング	第5期中期計画の全体像について
	業務運営会議	第5期中期計画の全体像、取り組みの方向性について
9	ワーキング	今後の進め方（各部作業等）の確認
	プロジェクト	情報発信等のあり方について
10	ワーキング	重点項目、主な取り組み等の絞り込み
	プロジェクト	情報発信等のあり方について
	業務運営会議	第5期中期計画の構成について
11	ワーキング	重点項目、主な取り組み等の内容確認
	プロジェクト	情報発信等のあり方について
	業務運営会議	第5期中期計画骨子（案）について
12	業務運営会議	第5期中期計画（案）のとりまとめ
1	業務運営会議	第5期中期計画（案）のとりまとめ
2	業務運営会議	第5期中期計画（案）のとりまとめ
3	業務運営会議	第5期中期計画（案）のとりまとめ

(2) 「第5期中期計画策定委員会」における審議

月	回	開催日	審議事項
12	第1回策定委員会	令和2年12月15日（火）	第5期中期計画の骨子について
2	第2回策定委員会	令和3年2月26日（金）	第5期中期計画（案）について

(3) 正副会長会議・理事会・評議員会

月	回	開催日	審議事項
12	正副会長会	令和3年2月3日（水）	第5期中期計画骨子（案）の報告
2	正副会長会	令和3年3月11日（木）	第5期中期計画（案）の報告
	理事会	令和3年3月18日（木）	第5期中期計画の議決
	評議員会	令和3年3月29日（月）	第5期中期計画の報告

○策定委員会委員名簿

NO	氏 名	所 属	備 考
1	加川 充浩	島根大学人間科学部福祉社会コース 准教授	委員長
2	山本 洋輔	山陰中央新報社編集局次長 読者室長 論説委員	
3	森脇 建二	島根県経営者協会 専務理事	
4	渡部 英二	出雲市社会福祉協議会 会長	
5	国頭 正治	島根県社会福祉法人経営者協議会 副会長	
6	川中 恵美	障がい者支援施設くるみ邑美園 支援課副課長	
7	津田 昭美	島根県ことばを育てる親の会 事務局長	
8	半場 祐子	島根県健康福祉部 理事	

<主な取り組み事項の一部変更について>

下記の2項目について、2023年以降の「主な取り組み事項と達成目標（指標）」を変更した。
 （第3回中期計画評価委員会：令和5年5月29日）

- P 8 (1)ふくしの学び合いの推進 ①「しまね流ふくし教育推進モデル事業（仮称）」の創設
 P 16 (3)教育関係者等への「福祉の仕事」理解促進

表紙：赤山郁恵 「じてんしゃ」

令和元年度島根県障がい者アート作品展 銀賞

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 使命・経営理念

《使命》

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが^ま^ち島根づくり

—説明—

- 「人」「人」「人」 …… 一人ひとりの尊厳を重んじる姿勢を表現
- 「人・そだて」 …… 福祉に関わる人材・団体の育成や、地域における子育て支援などの人材育成のイメージを表現
- 「人・ともに」 …… 住民同士のつながり（共助）、住民と施設・団体、団体同士のつながり（協働）など人に関わるネットワークのイメージを表現
- 「人・くらす」 …… 人と人が支え合いながら地域で安心して暮らし続ける地域福祉のイメージを表現
- 「わが」 …… 地域への愛着を表す
- 「島根（まち）」 …… 「島根」をあえて「まち」と呼ぶ。県社協のフィールドは県全体であり、県全体をひとつの「まち」と捉える。常に県全体を見渡した視野の広い活動を行うことを表す
- 「づくり」 …… 島根の福祉に必要なものをつくりだしていく、そして地域に普及・定着していく創造的・先導的な姿勢を表す

《経営理念》

- 私たちは、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合っ
て心豊かに暮らすことのできる島根づくりに貢献します。
- 私たちは、県民主体・会員主体を活動の基本におき、幅広い分野・
団体との連携・協働を進めます。
- 私たちは、常に豊かな想像力と自主性をもって先駆的事業の開発
に挑戦します。
- 私たちは、社会環境の変化と埋もれたニーズを敏感に捉え、広く関
係者の英知と行動力を結集し、共に提言活動を行います。
- 私たちは、絶えず本会経営基盤の強化・刷新に取り組みます。
- 私たちは、本会が地域福祉推進の中核団体として信頼・満足され
るよう、日々自らの人格を磨くとともに、専門性と実践力を高めます。

島根県社会福祉協議会では、本会の「使命」と「経営理念」を上記のとおり確認し、
つぎのようなシンボルロゴマークもつくりました(2009年5月)

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが^ま^ち島根づくり